

鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月9日

鳥取県公安委員会委員長 井手添正

### 鳥取県公安委員会規則第9号

鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法の規定による医師の指定に関する規則（平成21年鳥取県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前												
<p>(医師の指定)</p> <p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）の規定による医師の指定（以下「医師の指定」という。）は、法第4条の3第2項の規定によるものにあつては次の表の3の項の右欄に掲げる医師のうちから、法第12条の3の規定によるものにあつては同表の左欄に掲げる受診命令の対象者の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから、それぞれ行うものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>受診命令の対象者</th><th>医師</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>3 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第5条の2</u>に規定する認知症であるおそれのある者</td><td>左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師</td></tr></tbody></table> <p>2 略</p>	受診命令の対象者	医師	略		3 介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第5条の2</u> に規定する認知症であるおそれのある者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師	<p>(医師の指定)</p> <p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）の規定による医師の指定（以下「医師の指定」という。）は、法第4条の3第2項の規定によるものにあつては次の表の3の項の右欄に掲げる医師のうちから、法第12条の3の規定によるものにあつては同表の左欄に掲げる受診命令の対象者の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから、それぞれ行うものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>受診命令の対象者</th><th>医師</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>3 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第16項</u>に規定する認知症であるおそれのある者</td><td>左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師</td></tr></tbody></table> <p>2 略</p>	受診命令の対象者	医師	略		3 介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第8条第16項</u> に規定する認知症であるおそれのある者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
受診命令の対象者	医師												
略													
3 介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第5条の2</u> に規定する認知症であるおそれのある者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師												
受診命令の対象者	医師												
略													
3 介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第8条第16項</u> に規定する認知症であるおそれのある者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師												

#### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。